平成２１年（フ）第９２３号
静岡市駿河区馬渕４丁目10番30メゾンファミール103号
債務者　鈴木　幸男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　樹史
4　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月８日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５４号
石川県小松市軽海町ラ141番地１、従前の住所石川県小松市軽海町ラ140番地３
債務者　西田建築こと　西田　　功
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川紘之
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第８８号
石川県七尾市光陽台39番地
債務者　谷口　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
4　破産債権の届出期間　平成22年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年３月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６５９号
新潟市西区小新２丁目18番13号
債務者　阿部　哲雄
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４７号
兵庫県神戸市西区玉津町新方221－３　あけぼの荘、住民票上の住所兵庫県小野市高田町2220番地
債務者　田中　誠一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成22年１月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１６４５号
神戸市垂水区青山台４丁目２番３－317号、従前の住所神戸市垂水区北舞子４丁目６番55号
債務者　小山　定利
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６４６号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地市営菅の台住宅７－401号
債務者　小山　雅広
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂田　智子
4　破産債権の届出期間　平成22年１月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月23日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０１号
北海道旭川市東光８条４丁目４番３号　東光８・４プラザ105号室伊東治美方
債務者　工藤　義夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３５号
北海道旭川市豊岡11条５丁目３番５号
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月24日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１７号
北海道旭川市東旭川北２条５丁目３番10号
債務者　山内　晃昌
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年２月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字辻田623番地３号
債務者　野田萬喜男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　泰好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５０５号
北海道久遠郡せたな町北檜山区新成217番地39
債務者　西田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５８０号
函館市田家町15番５号
債務者　鷲田　麻由（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５９１号
函館市桔梗町417番地78
債務者　斉藤　吉子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
函館地方裁判所